

8・9月号

カウンセラーだより

たじま絆保育園 2020.8・9月号

皆さん、こんにちは。まいど、カウンセラーの長沼です。暑い夏が続いていますが、マスクは賢く使い、熱中症・脱水にはお気を付けくださいませ。

さて、今回のおたよりは『児童虐待』についてです。夏は窓を閉め切る事が多く、外出も少なくなる事から、密室育児が虐待に結び付き、しかも先の理由から虐待が隠蔽されやすい時期になります。色々あるのがこの世の常ですが、少しでも多くのご家庭に愛情があふれますように。



児童虐待とは？

児童虐待とは心理的・身体的・性的・ネグレクト(育児放棄)の4つを指します

こどもの福祉領域で働いている職員にはもう周知の事実と思いますが、先に挙げた4つが児童虐待になります。読んで字のごとくそのままなのですが、厚生労働省の定義を参考にすると、心理的虐待は脅し、無視、差別、DVなどを、身体的虐待は殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、首を絞める、拘束するなどを、性的虐待は性行為、性行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどを、ネグレクトは家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、症状が重くても病院に連れて行かないなどを指します。ちなみに、片方の親が虐待をしている場合、もう片方の親は虐待を止めなければならないとされています。

児童虐待は年々増え、平成30年度は年間16万件弱(1日430数件)の相談対応がされている

専門家においてもケースによって児童虐待にあたるかは判断が難しいところがあります。それに、相談件数のすべてが児童虐待にあたる訳ではないでしょう。ただし、それにしても児童虐待における相談対応件数の増加は著しく、毎日1~2校分の生徒にわたる相談が行われている事には驚きです。こうした行政職員と関係職員の対応と努力によって、ここ数年の死亡事例は一番多い年に比べればおおよそ40~50%以上減少しています。ちなみに、相談経路としては主に家族や近隣・知人、警察、学校などからが多いです。

なぜ児童虐待の相談対応件数は増えている？

詳しく調査した訳ではありませんが、まず間違いなくマスメディアや行政を通して児童虐待を国民に広く知らせている点は、児童虐待の相談対応件数が増えている大きな一因になるでしょう。そうした意味では、子育てや家庭が内から外(社会)へ転換・共有されてきた事を表しています。

虐待をしてしまう背景には何がある？

虐待は、親側の望まぬ妊娠・予期しない妊娠、身体的不健康、育児疲れ・仕事疲れ、否定的な考え方と怒り易さ、知的な緩やかさ、社会環境的な孤立と貧困、夫婦間の不仲、子ども側の育てにくさなどが複雑に絡み合い、起きてしまいます。親側の問題だけではないのですね。

児童虐待の通告先は児童相談所・福祉事務所・市区町村(児童福祉の窓口)へ

児童虐待を発見(疑い含む)した者は、しかるべき行政機関へ通告しなければなりません。これを通告義務と言い、努力義務とは異なります。よく「バレたらどうしよう」とご近所さんとの関係を気にする方がいらっしゃいますが、通告しても通告者の秘密は守られ、匿名でも大丈夫です。

虐待はしついでではなく法律違反として扱われます

よくしついでという弁明を聞くのですが、児童虐待は児童虐待防止法に則って扱われます。

9~10月のお知らせ

- 基本的に水曜の朝から夕方まで出勤の予定です。詳しい時間は園かカウンセラーまでお問い合わせください。



10月号のテーマは「0歳児の発達の進み方」についてお知らせ致します！是非ご覧になって下さい！